

ふくしま米消費拡大事業 公募型プロポーザル実施要領

第1 事業の目的

福島県米消費拡大推進会議（以下、「推進会議」という。）は、福島県産米を取り巻く現状と課題を踏まえて、県内における福島県産米の消費拡大と県外における福島県産米の認知度向上を図る。

1 福島県産米を取り巻く現状と課題

主食用米の消費については、人口減少に加えて1人当たりの消費量が減少している。特に県産米については、震災後、風評等により他県産米に切り替えた小売業者がおり、取扱いが十分に回復していない状況にある。このことから、卸売業者への働きかけの強化や販売促進キャンペーンなどを契機として、県産米の取扱いや定番商品として回復・拡大を図る取組が不可欠である。

また、県産米の業務利用割合は、69%と全国でも高い水準となっている。業務用米については、店頭等で「福島県産」など産地等が表示されない傾向があることから、業務用利用においても「米どころ福島」の認知拡大が求められる。

さらに、令和6年産米等の米価高騰が続いており、消費者の米離れが懸念されることから、県内外において県産米への理解を深めて消費拡大を推進する必要がある。

第2 実施内容

1 福島県産米消費実態調査事業

(1) 消費者アンケート調査

- ① 消費者に対するアンケート調査を実施し、米の県内消費量及び県産米消費率並びに県外認知度の経年変化を把握・分析すること。昨年度事業で調査した内容は別添1「令和6年度福島県産米消費者調査 仕様書」のとおり。
- ② 他県との比較調査等により、各県の米の県内消費量及び県産米消費率並びに県外認知度の目標を設定するための基礎データを収集すること。

(2) 県内事業者調査

- ① 県内旅館・ホテルにおける県産米の利用状況や産地表示の状況等を把握するとともに、2026年に開催される福島デスティネーションキャンペーンと連携した県産米の利用促進につながる施策の検討を行うこと。

(3) 県産米流通状況調査

- ① 県内外の米卸業者等へのアンケート調査を行い、県産米（慣行栽培及び有機栽培米・特別栽培米等）の流通実態を明らかにし、販売対策の基礎とするため、流通状況の調査を行うこと。調査対象は、県内生産者団体5者程度、県内米卸業者20社程度、県外米卸業者5者程度とすること。
- ② 調査の内容、方法、対象事業者を企画提案すること。詳細は受託決定後に推進会議と協議して決定する。

2 県産米販売促進キャンペーン

県産オリジナル品種の特徴など県産米に関する消費者の理解を促す販売促進キャンペーンを実施することで、福島県産米の取扱拡大等に繋げる。

(1) キャンペーンの概要

キャンペーンは次に掲げる事項を基本とすること。なお、全体を通して、消費者に分かりやすく、広く一般に認知されるキャンペーンとなるよう企画提案すること。

- ① 県内及び首都圏の量販店及び県内米穀店、直売所で販売する県産米に専用シールを貼付し、購入者がモバイル端末で読み取り抽選に応募できるキャンペーンとすること。なお、量販店等への県産米の流通及び陳列は本業務の対象外とする。
- ② キャンペーンは、県産米の特徴等に関する消費者理解を促す仕組みとすること。
- ③ 期間は3ヶ月程度とすること。

(2) キャンペーンに使用するシステムの設計及び運営

- ① 使用するモバイル端末は参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。
- ② 参加者が自らの意思で簡易に登録をすることにより、キャンペーンに参加できるシステムとすること。
- ③ SNSと容易に連動できる仕組みとすること。
- ④ キャンペーンに関する一切の管理運営を行うこと。なお、不具合等が発生した場合には速やかに対応できる体制を構築すること。

(3) 専用シールの作成及び発送

キャンペーンに用いる専用シールは次に掲げる内容とし、仕様及び単価を企画提案すること。

- ① 専用シール自体が効果的な周知手段であることを踏まえたデザインとすること。
- ② 必要量を考慮して合計60万枚以上作成すること。
- ③ 材質は、米袋に貼付することを前提とし、購入者のみが読み取り可能であること。また、容易に剥がせる仕様とすること。
- ④ 米袋への貼付は、主に卸業者等が担うため、推進会議事務局と連携して卸業者等との調整を行うこと。

(4) 賞品の抽選及び発送

賞品の抽選及び発送等は次に掲げる内容とすること。

- ① 参加者に賞品を抽選で贈呈すること。合計賞品総額（200万円以上（送料込み））とすること。
- ② 賞品は県産農林水産物から選定して企画提案すること。詳細は受託決定後に推進会議と協議すること。

(5) キャンペーンの周知方法等

キャンペーンがモバイル端末のみでの展開であることを踏まえ、周知施策を企画提案すること。

また、キャンペーンの効果を高める独自施策があれば企画提案すること。

3 県産米を取扱う事業者等への情報発信

主食用米の需給逼迫を念頭に、県産米を取扱う事業者等に対して、県産米の生育情報やキャンペーン情報等を発信するため、ダイレクトメール（郵送を想定）を5回程度発行すること。

(1) 送付先

送付先は、宿泊施設、飲食店、米穀店、量販店、米卸等として、随時加除修正が可能に対応すること。なお、送付先約1,500件程度を想定。

(2) 送付時期及び内容

送付する時期及び内容を企画提案すること。令和7年3月に送付した内容は[別添2]参照。

4 独自施策

上記1～3に加えて、県産米が業務用米として多く消費されている状況を「米どころ福島」の認知度向上につなげるために、効果的な独自施策があれば企画提案すること。

第3 契約額

21,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）

第4 契約期間

委託契約締結日から令和8年3月13日（火）まで。

第5 企画提案の内容

(1) 企画提案書には第2の実施内容を踏まえ、以下、提案1～5について記載すること。

提案1：考え方

- ・本事業を実施する上での基本的な考え方。

提案2：事業の実施内容

- ・第2についての具体的な提案。

提案3：本業務にかかる実施体制

- ・本事業の目的を達成するための業務実施体制についての提案。
- ・本業務の遂行に当たっては、十分な経験を有する者を総括責任者として専従させることとし、専従予定者の所属、氏名、経歴、過去の実績等を

明記すること。

提案４：積算見積書

- ・それぞれの費目ごとの内訳及び積算根拠を記載すること。

提案５：事業効果の測定

- ・事業効果の評価項目及びその把握方法を提案すること。また、その達成目標を記載すること。

(２) 令和５年度以降の福島県等からの受託実績一覧

(３) 留意事項

(１) 及び(２)の様式は任意とするが、全体でA４版両面１０枚（２０頁以内）とする。なお、表紙及び(２)は枚数に含まない。(必要に応じてA３版の折込も可とするが、２頁としてカウントする。)

(４) 提出部数

(１) 及び(２)の書類は各１０部

※ 提出書類の作成、プレゼンテーションに要する経費は全て参加者の負担とする。

※ 提出された書類等は返還しない。

第６ 業務委託予定者の選定

(１) 選定方式：企画プロポーザル

ア 企画プレゼンテーション（審査会）

対象者が、審査会において企画提案書についてプレゼンテーションを実施し、これを総合的に評価し業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(２) 審査基準及び配点

審査項目	配点	評価基準
１ 考え方	１０点	事業目的の理解・事業の的確性
２ 事業の実施内容	６０点	業務運営手法、実施による効果、履行の計画性・確実性 等
３ 業務の実施体制	１０点	実施体制、業務遂行能力 等
４ 事業費の妥当性	１０点	実施内容に対する予算額の妥当性、適正かつ効果的な予算計画 等
５ 効果測定	１０点	事業効果の評価項目の妥当性 等

第７ 公募要領等の入手方法

公募要領及び参加表明書の様式については、米消費拡大推進会議のホームページからダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配付は行わない。

第８ 参加申込及び提案書の提出等

(１) 質問書の提出

ア 書 類：質問書（様式第１号）

- イ 期 限：令和7年6月23日（月）17時まで
- ウ 方 法：電子メールによること。
- エ その他：電子メール送信後、必ず着信確認をすること。
- オ 回 答：提出された全ての質問及び回答を、6月25日（水）（予定）にホームページに掲載する。

（2）参加申込

- ア 書 類：①参加表明書（様式第2号）
②会社の概要や実施業務分野が記載されたパンフレット(1部)
- イ 期 限：令和7年6月26日（木）17時まで
- ウ 方 法：電子メールによること。
- エ その他：電子メール送信後、必ず着信確認をすること。

（3）提案書等の提出

- ア 書 類：第5の企画提案の内容のとおり
- イ 期 限：令和7年7月1日（火）17時まで
- ウ 方 法：郵送
※その他の方法による提出は受け付けない。

第9 審査会開催通知

- （1）期 日：令和7年7月4日（金）（予定）
- （2）通知方法：書面により電子メールで通知。

第10 プレゼンテーション（審査会）

- （1）期 日：令和7年7月11日（金）（予定）
- （2）その他
 - ア 正式な開催日時及び場所は別途通知。
 - イ 時間は25分以内（15分間の説明、5分間の質疑）。

第11 審査結果の通知

- （1）期 日：令和7年6月上旬（予定）
- （2）通知方法：プレゼンテーション(審査会)参加者に対し、書面で通知。なお、審査結果に対する異議申し立てや質問は認めない。

第12 主なスケジュール

令和7年6月12日（木）	募集開始
令和7年6月23日（月）17時	質問書の提出期限
令和7年6月25日（水）頃	質問書への回答
令和7年6月26日（木）17時	参加表明書の提出期限
令和7年7月 1日（火）17時	企画提案書等の提出期限
令和7年7月 4日（金）（予定）	審査会開催通知

令和7年7月11日（金）（予定） プレゼンによる審査会
令和7年7月中旬 （予定） 審査結果の通知
令和7年7月下旬 （予定） 契約締結

第13 参加表明書、企画提案書等の提出先及び問合せ先

福島県米消費拡大推進会議 事務局
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（福島県庁 西庁舎9階）
福島県 農林水産部 農産物流通課内（担当：宮脇、坂内）
電話 024-521-7371 FAX 024-521-7942
E-mail ryutsu.aff@pref.fukushima.lg.jp

第14 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 福島県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (3) 「福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱」別表第2の措置要件に該当しない者であること。
- (4) 常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (5) その他、推進会議との協議に柔軟、真摯に対応できること。

第15 不適合事項について

この要領に定める手続き以外の方法により、参加者が審査委員又は関係者に本プロポーザルに関する援助を直接又は間接に求めた場合、その参加者を失格とする。

また、提出書類が次のいずれかに該当した場合についても同様とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 予算が超過しているもの

第16 契約手続き

審査の結果、最も優れた提案を行った者（契約候補者）と業務委託契約の見積合わせを行う。

なお、この者が、第14の(2)から(4)のいずれかを満たさないこととなった場合、又は見積合わせの結果、契約締結までに至らなかった場合は契約の締結を行わないことがある。この場合は、次点者と契約の見積合わせを行う。

第17 その他

- (1) 本事業により発生した権利、成果は全て推進会議に帰属する。
- (2) プロポーザルで提案のあった回数、規模を下回ることはできない。
- (3) 仮に提案書の内容を実施できない場合には、推進会議と協議の上、それに匹敵する内容、活動に変更することが可能だが、委託料の減額となることがある。